

公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団指導者協
議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団設置規程（以下「設置規程」という。）第20条第1項の規定に基づき、高松市スポーツ少年団指導者協議会（以下「指導協」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指導協は、高松市スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）の相互の連帯及び資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方を協議し、もってスポーツ少年団活動に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 指導協は、単位スポーツ少年団指導者の代表1名及び認定育成員をもって構成する。

(任務)

第4条 指導協は、第2条の目的を達成するため、次の各号について協議し高松市スポーツ少年団（以下「スポ少」という。）に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関する事。
- (2) 指導者の交流と情報交換及び広報活動に関する事。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関する事。
- (4) 指導者の安全対策に関する事。
- (5) 指導者育成の研究に関する事。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関する事。
- (7) その他、前各号に関連する事。

(指導協の開催)

第5条 指導協は、スポ少本部長が招集し、年1回会議及び研修会を開催する。

(運営委員会)

第6条 指導協の運営を円滑に行うため、同会に運営委員会を置く。

(運営委員)

第7条 前条の運営委員会に、次の運営委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 運営委員 若干名

2 運営委員は、第14条に定める専門委員会の長及びスポ少本部長が推挙する認定育成員3名以内をもって充てる。

3 委員長及び副委員長は、運営委員会において運営委員の互選により選出する。

(運営委員の職務権限)

第8条 委員長は、指導協及び運営委員会を代表し会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、指導協及び運営委員会の事業を遂行するために必要な会務を執行する。

(招集)

第9条 運営委員会は、委員長が招集し議長を務める。

2 運営委員会は、指導協の会議及び研修会の開催についての企画立案並びに準備運営に当たる。

(招集手続)

第10条 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所及び主な目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、運営委員に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第11条 運営委員が運営委員会に出席できないときは、議決権を他の運営委員に委任することができる。この場合において委任した運営委員は、出席したものとみなす。

(定足数)

第12条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決方法)

第13条 運営委員会の議決は、出席運営委員(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、運営委員として議決に加わることはできない。

(専門委員会)

第14条 指導協に次の各専門委員会を置く。

- (1) 第1委員会(軟式野球)
- (2) 第2委員会(剣道)
- (3) 第3委員会(バレーボール)
- (4) 第4委員会(サッカー)
- (5) 第5委員会(ソフトボール)
- (6) 第6委員会(バドミントン)
- (7) 第7委員会(その他の種目)
- (8) 第8委員会(空手道)

2 各専門委員会は、必要に応じて開催し、委員長が招集し議長を務める。ただし、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、副委員長が招集する。

(専門委員)

第15条 各専門委員会は、次の専門委員で構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 専門委員 若干名

2 専門委員は、第3条に定める単位スポーツ少年団指導者の代表のうちから互選により選出する。

3 委員長及び副委員長は、前項により選出された者の中から互選により選出する。

4 各専門委員会の長は、設置規程第7条第4項の規定により、スポ少の常任委員を務める。

(任期)

第16条 運営委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の運営委員又は専門委員に欠員が生じたときは、それぞれの選出方法に準じて欠員補充を行う。

3 欠員補充された運営委員又は専門委員の任期は、前任者の残任期間とし、補充による委員の任期も同様とする。

4 第1項及び前項の運営委員又は専門委員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(規定の準用)

第17条 専門委員会の招集等については、第10条から第13条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「運営委員会」とあるのは「専門委員会」と、「運営委員」とあるのは「専門委員」とする。

(議事録)

第18条 運営委員会及び専門委員会の議事については、議事の経過及びその結果を記載又は記録しなければならない。

2 前項の議事録は、委員長及び出席した運営委員又は専門委員のうちから選出された議事録署名人1名が、記名押印する。

(費用弁償)

第19条 運営委員及び専門委員が指導協に出席したとき又はスポ少本部長が必要と認めた用務に従事したときは、交通費等に要する費用を弁償することができる。ただし、協会の常勤役員及び職員、高松市の特別職及び一般職の職にある者を除く。

2 前項の費用の額及び支出方法は、常任委員会の決議を経て別に定める。

(会則の改正)

第20条 この会則の改正は、常任委員会の決議を経て改正することができる。

(委任)

第21条 この会則の施行について必要な事項は、スポ少本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成30年第1回臨時委員総会の決議があった日から施行し、同年4月1日から適用する。

(最初の運営委員及び専門委員)

- 2 指導協の最初の運営委員及び専門委員会の長は、別表第1及び別表第2に掲げる者とし、任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、選任後1年以内に終了する事業年度とする。

別表第1 (第7条関係)

役 職 名	運 営 委 員
委 員 長	西山 文人
副 委 員 長	杉山 孝太郎
運 営 委 員	溝渕 豊仁、大西 努、佐野 賢裕

別表第2 (第9条関係)

専 門 委 員 会	専 門 委 員 会 の 長
第1委員会	奥 弘文
第2委員会	今井 由幸
第3委員会	由淵 聖
第4委員会	古川 勝士
第5委員会	松岡 一馬
第6委員会	天野 孝則
第7委員会	二宮 実知子
第8委員会	福井 智紀